

(様式3 公表の表紙)

つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)(案)の
パブリックコメント手続の実施について

平成29年12月

つくば市市民部市民活動課男女共同参画室

案件名	つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）
募集期間	平成29年12月1日 ～ 平成30年1月9日
担当課	市民部市民活動課男女共同参画室
問合せ	TEL 029-883-1111（内線）2420

■ 意見募集の趣旨

つくば市男女共同参画社会基本条例第7条に基づき、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）を策定します。つきましては、計画（案）を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）
- ・つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案）の背景・経緯等
- ・つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）（案） 概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・男女共同参画室（2階）
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター
 ※施設閉庁日を除く
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市市民部市民活動課男女共同参画室
- ファクシミリ 029-868-7586
- 電子メール ctz040@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、つくば市男女共同参画推進基本計画(2018~2022)の最終決定を行います。
- ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 平成30年3月ごろを予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、男女共同参画室、
情報コーナー(庁舎1階)、
各窓口センター、各地域交流センター

つくば市男女共同参画推進基本計画 (2018～2022)

つくば市

男女共同参画都市宣言

つくば市は、万葉の昔から続く悠久の歴史と豊かな自然に恵まれ、世界と日本の文化が溶けあう、人と自然と科学が調和しながら共存するまちです。

つくば市は、男女が互いに人権を尊重し、ともに個性と能力に応じて社会のさまざまな分野に参画し、義務も責任も協力してにない、いきいきと暮らすことができる社会をめざします。

私たちは、このつくば市に誇りを持ち、希望あふれる未来に向かってさらに発展し、世界に友情と平和の輪を広げることを願い、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 私たちは、男女が互いにひとりの人間として尊重しあい、自分らしく生きることのできるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女がその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に対等に参画できるまち「つくば」をめざします。
- 1 私たちは、男女が家庭でも職場でも協力しあい、思いやりあふれる地域社会をつくり、ともに楽しむことのできるまち「つくば」をめざします。

平成 15 年 11 月 16 日

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	5
第2章 男女共同参画をとりまく現状	7
1 国内・外の男女共同参画に関する動向	9
(1) 世界の動き	9
(2) 国の動き	10
(3) 県の動き	11
(4) 市の動き	12
2 男女共同参画に関わる本市の現状	13
(1) 人口に関する状況	13
(2) 世帯に関する状況	15
(3) 婚姻に関する状況	16
(4) 就業に関する状況	18
3 つくば市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要	20
(1) 男女の地位の平等に対する意識	20
(2) 生き方や家庭生活, 子ども, 地域活動などに関する意識	22
(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	29
(4) 就業における意識と企業の状況	31
(5) セクシュアル・ハラスメント/ドメスティック・バイオレンス	34
(6) つくば市の取り組みについて	35
4 つくば市男女共同参画推進基本計画(2013~2017)の推進状況	36
5 本市が取り組むべき男女共同参画における主な課題	39
第3章 計画の基本的考え方	41
1 基本理念	43
2 基本目標	44
3 施策の体系	46
4 重点施策	47

第4章 施策の展開.....	49
基本目標1 男女共同参画社会の基盤整備.....	51
基本目標2 あらゆる分野での活躍推進.....	54
基本目標3 一人ひとりの人権の尊重.....	58
指標一覧.....	61
「男女共同参画に関する市民意識調査」における目標値.....	62
男女共同参画社会の形成状況を把握するための参考値.....	63
第5章 推進体制.....	65
1 庁内の推進体制の充実.....	67
2 連携する推進体制の構築.....	67
3 PDCA サイクルによる進行管理.....	67
資料編.....	69
策定経過.....	70
つくば市男女共同参画社会基本条例.....	71
つくば市男女共同参画審議会委員名簿.....	77
つくば市男女共同参画推進本部設置要綱.....	78
平成29年度つくば市男女共同参画推進本部員名簿.....	79
男女共同参画に係る相談窓口.....	80

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

現在の「つくば市男女共同参画推進基本計画」の先駆けとなる「つくば市女性行動計画」が平成9年に策定されてから、20年が経過しました。この間、男女が互いを尊重し、責任を分かち合う男女共同参画社会を形成するための環境整備として、国においては「男女共同参画社会基本法」、「育児・介護休業法」更に「女性活躍推進法」などの法律の施行や4次にわたる「男女共同参画基本計画」の閣議決定、県においては、「茨城県男女共同参画推進条例」や「茨城県男女共同参画基本計画」の制定、本市では、「つくば市男女共同参画都市宣言」や「つくば市男女共同参画社会基本条例」の制定などが行われてきました。

しかしながら、依然として配偶者等からの暴力やストーカー被害を受ける女性の存在は大きな社会問題であり、家庭や地域、職場など様々な場面における男女の地位の不平等感は、本市においても、いまだ払拭されていません。

そうした状況を踏まえ、この度の「つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）」の計画期間満了にあたり、本市における男女共同参画社会づくりの実効性を高めるため、これまで以上に焦点を絞った計画として、本「つくば市男女共同参画推進基本計画（2018～2022）」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- 本計画は、「つくば市男女共同参画社会基本条例」第7条の規定に基づき、本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な考え方と施策の方向性を具体的に示す計画で、「つくば市男女共同参画推進基本計画（2013～2017）」の後継計画です。
- 本計画は、「つくば市未来構想」「つくば市戦略プラン」が示すまちづくりの理念、「人を育み、みんなで支え合うまち」の実現に向けた個別計画です。
- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定された「市町村男女共同参画計画」であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「男女共同参画推進条例」、「茨城県男女共同参画基本計画」と整合するものです。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止基本計画）」を含みます。
- 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（女性活躍推進計画）」を含みます。



